

第4回 全員協議会記録

1 日 時 令和2年3月2日(月) 午前10時37分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席議員 18名

議 長	関 根 正 明	議 員	宮 澤 一 照
副 議 長	堀 川 義 徳	”	天 野 京 子
議 員	渡 部 道 宏	”	阿 部 幸 夫
”	宮 崎 淳 一	”	横 尾 祐 子
”	八 木 清 美	”	高 田 保 則
”	丸 山 政 男	”	小 嶋 正 彰
”	村 越 洋 一	”	太 田 紀 己 代
”	霜 鳥 榮 之	”	植 木 茂
”	佐 藤 栄 一	”	岩 崎 芳 昭

4 欠席議員 0名

5 欠 員 0名

6 説明員 9名

市 長	入 村 明	環 境 生 活 課 長	岩 澤 正 明
総 務 課 長	平 出 武	健 康 保 険 課 長	今 井 一 彦
企 画 政 策 課 長	葭 原 利 昌	教 育 長	川 上 晃
財 務 課 長	平 井 智 子	こ ども 教 育 課 長	松 橋 守
農 林 課 長(兼農委)	吉 越 哲 也		

7 事務局員 3名

局 長	築 田 和 志	主 査	道 下 啓 子
庶 務 係 長	堀 川 誠		

8 件 名

1 執行部側報告

- 1) 令和2年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について
- 2) 第三保育園・斐太南保育園・矢代保育園統合園建設工事の実施設計の結果報告等について
- 3) 妙高山・火打山入域料の本格実施について
- 4) 一般廃棄物処理手数料の改定について
- 5) 妙高クリーンセンターの大規模改修工事について
- 6) 道の駅あらい(四季彩館ひだなん、四季彩館みょうこう及び芝生広場)の指定管理の進捗状況について
- 7) 妙高市内の小学校、中学校及び特別支援学校における臨時休校の対応について

○議長（関根正明） ただいまから全員協議会を開会いたします。

1) 令和2年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について

○議長（関根正明） 1) 令和2年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について、報告願います。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） それでは私のほうから、令和2年度税制改正に伴う妙高市国民健康保険税条例の改正概要と対応について御説明申し上げます。お手元の資料をごらんください。今回の改正につきましては2点ございます。まず1点目ですが、国民健康保険税の課税限度額を改正するもので、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に2万円引き上げ、介護納付金分に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に、1万円引き上げるものであります。この課税限度額の引き上げによりまして、既に課税限度額を超えている方の国民健康保険税の負担はふえますが、主に中間所得者層に配慮した税率の設定が可能となるものです。2点目の軽減判定所得の見直しにつきましては、低所得者の国民健康保険税の7割、5割、2割軽減にかかる、軽減判定所得の算出において、5割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乘すべき金額を現行の28万円から28万5000円に引き上げ、同じく2割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乘すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げるものです。この改正によりまして、概要図のとおり、これまで2割軽減の対象だった方の一部が5割軽減の対象となり、また、これまで国民健康保険税の軽減措置の対象外であった方の一部が、新たに2割軽減の対象となるなど、軽減対象者が拡大されるものであります。今後の対応であります。令和2年度税制改正関連の地方税法改正は、3月末の公布、4月1日からの施行が見込まれることから、本条例の一部改正につきましては、公布後速やかに、専決処分に対応したいものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（関根正明） ただいまの件について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

2) 第三保育園・斐太南保育園・矢代保育園統合園建設工事の実施設計の結果報告等について

○議長（関根正明） ないようですので、次に進みます。2) 第三保育園・斐太南保育園・矢代保育園統合園建設工事の実施設計の結果報告等について、報告願います。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋守） それでは私のほうから、第三保育園・斐太南保育園・矢代保育園統合園の建設工事にかかる、実施設計がおおむね完了しましたので御報告申し上げます。資料につきましては、事前にお配りしました、第三保育園・斐太南保育園・矢代保育園統合園建設工事、鳥瞰図案・俯瞰図案・配置図案・平面図案となります。初めにこれまでの経緯について御説明申し上げます。昨年度になります。平成31年2月に設計競技審査会を行い、新潟市に本社がある、株式会社エスデー建築研究所、上越事務所の提案を採用することに決定いたしました。この審査結果と設計案について、3月の議会全員協議会にて報告をさせていただき、その後、決定業者と設計業務の委託契約を締結しております。本年度に入りまして、4月から5月にかけて、白山町町内会、斐太南部地区協議会、五日市校地区協議会、矢代地域づくり協議会の皆様に設計案を示し、統合園の概要を説明いたしました。説明会の中で各地域からいただいた御意見を参考に、園舎西側のフェンスを防音タイプとしたほか、屋外駐車場の出入り口を広げ、より安全に乗り入れができるようにするなど、6月まで基本設計を行い、7月から実施設計に取り組み、令和2年1月に臨時検査を経て、建築確認申請を行ったところであります。内容につきましては平成31年3月の全員協議会で御報告した内容と大きな変更はございませんが、改めて概要を御説明いたします。建設地は新井運動公

園内の芝生広場で、敷地面積は約 4200 平米であります。児童の定員は 160 名。鉄筋コンクリートづくり二階建てで、屋内駐車場を含む延べ床面積は約 2300 平米となっております。それでは続きましてお手元の、第三保育園・斐太南保育園・矢代保育園統合園建設工事、鳥瞰図案・仰瞰図案・配置図案・平面図案をごらんください。表紙を 1 枚めくっていただき、1 ページが鳥瞰図案となっております。大きな特徴は園舎から地上園庭までをつなげる屋上園庭と築山であり、内部と外部の一体感を高め、園児がわくわくするような楽しい空間を意識して構成しております。2 ページは園舎を東側道路側から見た仰瞰図案であります。次に 3 ページの配置図案をごらんください。園舎を挟んで玄関がある東側に、保護者等利用者用の屋外駐車場 35 台分、西側に職員用の屋内駐車場 20 台分を配置しており、車両動線を明確に分離しております。また、園舎東側に、玄関に続く歩行者用雁木通路を設けており、車両と歩行者の動線も分離し、利用者の安全性や利便性に配慮しております。さらに降雪期には、屋外駐車場に隣接する園庭の一部を堆雪場とし、機械除雪が容易に行える計画としております。園庭につきましては、日当たりや子どもたちの声の拡散を考慮し、南側に配置しております。また、保護者からの要望が多かった広い園庭の確保ということに対応しまして、これまでの第三保育園が約 1200 平米、斐太南保育園と矢代保育園がそれぞれ約 1300 平米でありましたが、統合園では、地上園庭が約 1600 平米、屋上園庭は約 400 平米で、合わせて約 2000 平米確保しております。最後に 4 ページと 5 ページの平面図案をごらんください。保護者が室内まで送迎する 0 歳から 2 歳児の保育室につきましては、よりきめ細やかな見守りが必要であることから、事務室・医務室と合わせて 1 階に配置しております。活動的な 3 歳から 5 歳児の保育室につきましては、遊戯室と合わせて 2 階に配置をし、年齢に応じて保育機能を 1 階と 2 階に分けております。また保育室は東側と南側に配置をし、近隣住宅側に子どもたちの声が届きにくくなるように配慮するとともに、南面と園児の滞在時間が長い午前中を考慮した東面からの採光を重視し、より明るく温かな環境となるように配慮しております。さらに事務室は、玄関・エントランスと面することで、園児や保護者などを温かく迎えられる体制とするとともに、不審者などに対する監視が行き届きやすくなるように配慮しております。最後に今後のスケジュールですが、令和 2 年 5 月に建築・屋外環境などの工事入札・仮契約を行い、その後 6 月議会での工事請負議案の提出と、議決後の着工を予定しております。工事につきましては令和 2 年度から 3 年度にかけて行い、令和 4 年 4 月の開園を目指します。以上、第三保育園・斐太南保育園・矢代保育園統合園建設工事の実設計の結果報告を終わります。

○議長（関根正明） ただいまの件について何かございませんか。

○渡部議員 1 番妙高はね馬クラブの渡部でございます。この鳥瞰図と配置図って、何か違うような感じがするんですけど、この鳥瞰図の通りになるんですかね。配置図だと大分駐車場が狭くなっているんですが。

○こども教育課長（松橋守） 鳥瞰図につきましては、先般、設計競技を行った際のもので、主なイメージ図ということで御理解いただければと思います。

○渡部議員 私、ただ一つ心配してるのは、送迎の時ですね。車って相当来ると思うんです。通常の駐車場の置き方だと、多分、駐車場の中に入ってきたときに、次から入ってきた車と、必ず、行き来が滞ると思うんですよ。そうするとまた、今まであった保育園のように、路上にどっと駐車されるのではないかということで、もっと流れを考えたような、図面にされたほうがいいのではないかなあと、老婆心でございますが思います。また鳥瞰図見ると大変立派な広い駐車場を整備されておりますので、こういう形であれば問題ないかと思ったんですが、実際はコンペのときと違った形になっているので、そこらあたりをもう一度考えていただければありがたいなと思います。以上です。

○堀川議員 この平面図見るとですね、今回駐車場の出入り口は今の、統合園の北側の道路、これ市道名で何ですかね、体育館北線ということなんですかね。で、今回新しく歩道をこの道路につけるということなんですかね。この今の

配置図を見ると、北側の道路が歩道4メートル、実際の道路幅がまたこれ4メートルということになってるんですが、これあれですかね。4メートルの全幅の道路で、要は片歩道にしないで両方2メートルですよ。で、路肩入れても2メートルっていうことなんで。この絵を見ると、何か上り車線も下り車線も走行しているようなんですが、この新しくできる統合園の北側の道路、ここに歩道をまずつけるのかということで、もしつけるとかなり道路幅が狭くなって当然ここも除雪対象ということになると、雪のやり場がないということになると、消パイですとかそういったことまで考えているのかっていうことで、その辺なんですけどその北側の今駐車場入る道路ですね、どういう考えなのかちょっと聞かせください。

○こども教育課長（松橋守） 北側につきましては現在も歩道が入っています。それで道路幅は確かにこの図面上4メートルなんですけれども、事前にそういうふうな話もございまして、すれ違い等、運行に支障はないかということも確認させていただいております。また今ほどの消雪パイプということもございまして、そちらの配置についても今検討しているところです。以上です。

○堀川議員 新井小学校のグラウンドはもう固定されてますし、今度できる保育園のところも固定されてる。要は、道路幅員というのも決まってるもんなんで、この中で歩道と車道という考えで、後、除雪っていうことも考えると、恐らく今のこの計画だと、全幅4メートルですれ違いっていうのは、今の道路事情では厳しいのではないかなと思いますので、その辺はまたちょっと御配慮いただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（関根正明） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

3) 妙高山・火打山入域料の本格実施について

○議長（関根正明） 3) 妙高山・火打山入域料の本格実施について、報告願います。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） よろしく申し上げます。妙高山・火打山における入域料の本格実施について、御説明申し上げます。昨年度から2年間にわたり、実証実験を実施し、地域自然資産法に基づく入域料として導入を検討してまいりました。妙高山・火打山における入域料については、今年度、生命地域妙高環境会議内に、有識者や関係行政機関、山岳ガイド等で構成する入域料検討部会を設置し、妙高山・火打山地域自然資産地域計画の策定に向け、実施内容の協議を進めてきたところであります。このたび、地域計画の原案がまとまり、令和2年度の登山シーズンから、地域自然資産法に基づく入域料としての実施を計画しておりますので、主な実施内容について報告させていただきます。資料の2、実施内容をごらんください。まず（1）入域料の目的ですが、自然環境を保全し、持続可能な利用を促進するため、公的資金だけでなく、登山者から任意の入域料を収受し、登山道の整備やライチョウをはじめとする貴重な動植物の保護等を図るものであります。次に、（2）期間ですが、登山シーズンが始まる山開きの7月1日から10月31日まで、シーズを通して実施を予定しています。（3）収受場所については、妙高山・火打山の3つの登山口となります。（4）金額については、アンケート調査の結果、最も回答が多かった500円といたしました。あくまで、任意の協力金としておりますので、500円以外も収受させていただく予定であります。（5）収受方法につきましては、収受員及び協力金箱、また電子決裁等、登山者の利便性を考慮し、実施いたします。（6）実施体制についてですが、入域料の収受及び自然環境保全事業に係る事務につきましては、生命地域妙高環境会議で実施いたします。また、入域料部会を設置し、適切な事業運営に取り組んでまいります。最後に今後の予定でございますが、地域計画について、パブリックコメントを踏まえまして、最終的な修正等を行い、計画を成案としまして、令和2年度7月から、地域自然資産法に基づく入域料として取り組んでまいります。以上で妙高山・火打山における入域料の本格実施についての説明を終わります。

- 議長（関根正明） ただいまの件について何かございませんか。
- 小嶋議員 2点あるんですけど、まず1点目は、この法律に基づく協議会ですが、ここでは、妙高山・火打山地域入域料部会を設置すると、こうなっておりますけれども、この中での、市民参加といいますか、市民の皆さんを入れた形での運営ということについてはどういうふうにお考えでしょうか。
- 環境生活課長（岩澤正明） 実施してからの入域料部会については、まだ人選のほうはしておりませんが、計画策定に向けた議論というメンバーでは学識経験者、自然環境保全団体、観光事業者、山岳ガイド、あと、地権者としての林野庁というものが入っております。計画を策定するとか、実行につきましては関係機関と協議することになっておりますので、その中で、市民ということでありまして、観光事業者、山岳ガイドという方が入っていたかどうかということになります。例えば公募の市民委員というのは想定しておりません。以上です。
- 小嶋議員 登山者ということになりますと、市民以外の、全国、あるいは、最近では、海外からの登山者も増えております。そういった意見を適切に反映する仕組みが必要なんじゃないかなというふうには私は思っています。それからもう1点はですね、やはり、この集まったお金をですね、どういうふうに使ったか、その結果をですね、わかりやすい形で、支払いしてくださった方々に周知することが大事じゃないかな、それが次につながる。なるほど、こういう、自分たちが払ってよかったなと思えるような形にしていかなきゃいけないというふうには思います。この結果について、周知するについては、どういうふうにお考えでしょうか。
- 環境生活課長（岩澤正明） 先ほどの質問にも関連するかと思います。まず市民の意見につきましてはアンケートとかですね、そういうものも含めながら、入域料部会のほうで検討させていただきたいと思っております。それと今ほどの質問ですけれども、何に使っているかというものが非常に大事かと思いますし、どのように使われたかというようなことも大事だと思います。市やDMO環境会議のホームページに掲載するといったところ、それと、収受を実施している登山道の入り口に告知パネル等を設置するとかを考えておりまして、情報提供に努めてまいりたいと思っております。
- 小嶋議員 やはり市民の皆さんにもですね、なぜこれをしなきゃいけなかったのか、それをね、どういうふうに使ってどういう効果があったのか、こういうことをですね、これ全国的に見ても先進事例になりますので、ぜひそこら辺のところをですね、市民の皆さんにもわかりやすく御理解いただけるようにですね、周知をお願いしたいと思います。以上です。
- 堀川議員 細かいんですけど、これ昨年まで検証実験のときには、入域料払ってくださった方には、何かこう記念品みたいなを提供したというふうには聞いたんですけど、今回はそういったことは、本格導入に関してはそれはないということでしょうか。
- 環境生活課長（岩澤正明） 実証実験期間につきましては、500円という入域料の協力をしてくださった方に木製ストラップというものを提供というか、お上げしておりましたし、1000円以上の方につきましてはピンバッジというようなものを提供しておりました。本格実施以後ですけれども、同様な対応をしていきたいというふうには考えております。
- 堀川議員 私も去年山登ってお金納めてきたんですが、係員のいるところはそういった形で、交換すつとできるんですけど、私は朝早かったんで、いなかったんで箱にお金だけ入れてくると、そうすると、電子決裁もそうなんですが、払ったのという気持ちなんで、あれなんです、同じ入域料を払っても、そういった記念品といいますか、入域のために環境保護のためにやったという、その証がもらえる方と、もらえない方が出てくると思うんですが、その辺ですね、例えば無人の箱に入れた方ですとか、あと電子決済された方には、それはやらないんだっていうふうな流れなのか、それとも新たな形でそういった方々にも、そういった、気持ちのお返しというか、そういうものを

今後考えていくのかということ、基本的な考え方だけお願いします。

- 環境生活課長（岩澤正明） 記念品につきましては、人のいないところにつきましては協力金箱というのがあります。ちょっと周知の仕方が悪かったのかもしれませんが、バッチであるとか、そういうものにつきましては、住所氏名等を書いていただければ送るといようなシステムもありますし、燕の登山口につきましては、お土産屋さんにも協力を願いながら、証っていうものをお渡しできるようにしておりますが、もう少しですね、わかりやすいやり方を考えていきたいと思えます。
- 高田議員 ちょっと関連するんですが、その收受方法ですけども、一昨年、試験的にやったときに、納入といいますか、協力した人の意見として、ちょっと出ていたんですけども、收受する配置員っていうのはどのぐらいを考えていらっしゃるんですか。
- 環境生活課長（岩澤正明） 3カ所ある登山口のうちですね、利用者の多い笹ヶ峰の登山口を考えております。それと時間につきましてですが、登山者が多い時間、5時から10時ということで考えております。それ以外につきましては、協力金箱ということで考えております。
- 高田議員 多分、笹ヶ峰のあそこでの感想だと思うんですけども。たしか私去年も行ったんですが、確か3人。土曜日、日曜日で3人か、4人いらっしゃったような気はするんですけども、それを見て登山者がどう思うかっていうことですね。500円で、登山の入域料を払って、3人も4人も経費が使われると。何のために入域料を払ってらっしゃるのか、疑問点が支払うほうにはあったような気がして、そういうコメントがあるんですけど。目的はですね、登山道整備、それからライチョウ保護ということで、大きな目標があるにもかかわらず、その辺の、先ほど小嶋議員がおっしゃいましたけれども、使い道がまだはっきりしてないということもありますけども、その辺の間接経費、直接経費が、意外と多いんじゃないかというような感想もあるようでございますが、その辺はいかがでしょうか。
- 環境生活課長（岩澤正明） 収受員につきましては高田議員おられたとき、多分多かったのはアンケート調査するときですね、たまたま実施したせいではないかなというふうな気はしております。入域料が、自然環境保全の経費に充てられるように、必要経費がですね、なるべく少なくなるように、それは配慮すべきだというふうに思っております。制度が周知されてくれば、収受員の数、時間も減らすことができるのかなというふうに思っておりますし、今後機械で、発券機というようなものも検討していく中で、入域料が事業に多く充てられるように配慮してまいりたいと思えます。
- 高田議員 ぜひ明確にお願いしたいと思えます。確か一昨年、昨年と入域料。笹ヶ峰で協力した人たちは、多分はあそこへ行っても、あれ今年もなにもやってないな、あれ、今年何やるのか。多分そういう感想あると思うんですね。お聞きしますと、燕の登山口で工事をやってるってことで使われてるっていうような話聞きますけど、その辺をですね、やっぱり協力した人に、明確に、何年度分はこういう形で使ってるんだっていうことを周知しないと、なかなか、先細りになるような気もしますので、その辺はこれからよろしくお願ひいたします。以上です。
- 議長（関根正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

4) 一般廃棄物処理手数料の改定について

- 議長（関根正明） 4) 一般廃棄物処理手数料の改定について、報告願ひます。環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 引き続きよろしくお願ひします。一般廃棄物処理手数料の改定について御説明申し上げます。資料をごらんください。1の手数料の経費についてであります。手数料は、集積場に出す場合の指定ごみ袋によるものと、処理施設の搬入時に徴収するものの2通りとなっております。そのうち、指定ごみ袋による手数料

については、市町村合併時、排出者に、ごみ処理経費の一部負担を求めることで、費用負担の公平化、ごみの減量化等を目的に、平成17年度から現行の手数料額としております。また処理施設に直接搬入するときの手数料についても、市町村合併時に処理手数料の見直しをし、現行の手数料額としております。次に、2の手数料改定の理由についてであります。(1) 処理費用の市民負担の適正化を図ることとして、手数料については、合併前の協議において、受益者負担の公平性確保を目的に、一般廃棄物処理の有料化を図り、指定ごみ袋による手数料と処理施設直接搬入時の手数料の市民負担率を、処理経費の30%、事業者負担は2倍の60%としております。今後、ごみ収集委託料などの高騰や、施設の大規模改修など、維持補修費の増加などにより、処理経費が、上昇すると推測され、現行手数料額と乖離が生じる見込みのため、手数料を再度積算することにより、市民負担の適正化を図りたいものであります。(2) として、家庭系資源物の地域集積場への排出と、処理施設直接搬入時の手数料の平等性確保を図ることとして、あらい再資源センターへ直接搬入した資源物の一部、金属類、乾電池・蛍光灯・電球を有料としておりましたが、あらい再資源センターは、市民の資源物拠点回収場所であり、地域集積所と同等と考えられることから、無料として、手数料の平等性を確保するものです。中の三つ目(3) 事業系資源物の一部無料化と新規受け付けを行い、資源物排出に対する利便性向上と、分別を推進するものとして、事業者があらい再資源センターへ直接搬入した場合に有料とした資源物のうち、空き缶を無料としたいと思います。また、搬入許可対象外であった、その他プラスチック製容器包装を無料で受け付けし、分別の推進と燃えるごみの減量を図るものです。3の手数料の積算方法につきましては、ランニングコストとイニシャルコストにより算出し、市民負担率はおよそ30%、事業系は2倍の60%とすることとしております。4の手数料改定の時期についてですが、令和3年4月1日を予定しております。5の今後のスケジュールといたしましては、令和2年4月から改定案を策定開始しまして、9月定例会で条例改正の提案をしたいと考えております。その後、市民への周知、新しいごみ袋の作成等の手続を進め、先ほど申し上げましたが、令和3年4月1日から新手数料での運用を開始する予定としております。以上で一般廃棄物処理手数料の説明を終わらせていただきます。

○議長（関根正明） ただいまの件について何かございませんか。

○小嶋議員 手数料改定の理由なんですけれども、(1)の市民負担の適正化、今後の費用が増大していく、特に大規模改修などですね、次のページにありますけれども非常に大きな金額になります。そういった事を勘案され、上昇すると推測され、再検査するということですが、そういったものに先行して手数料だけこう改定すると、こういう考えなんでしょうか。

○環境生活課長（岩澤正明） 後で、後ほど申し上げる大規模改修ですが、実際工事が始まる予定を3年度としておまして、その時期とあわせて、市民の理解を得ていきたいというふうに。工事で、実際、ごみの受け入れも始まるわけですので、令和3年の4月1日ということで予定させていただきたいと思っております。

○小嶋議員 条例提案時にはですねより具体的なですねコストのデータ、なぜこれだけ上げなきゃいけないのかっていう部分についてですね、市民に納得いくような具体的なデータを示していただきたいと思っておりますのでよろしく願います。

○宮澤議員 簡単ですんで自席でよろしく願いいたします。課長あれですか、この料金をね、今後やっぱり改定していくってことで、考えているようなんだけど、私はね今コロナで、非常に、もう本当にこの景気がね先行きどうなるかわからないような状況になってきているのが現状だと思うんですよ。一説によればね、コロナ不況だっという話も出てくるし、これを今の段階でこういう話をして、それで来年になってね、4月1日に手数料改定の時期を定めるっていうんだけど、いま一度度ね、やっぱりね、こういうことはちょっと今の環境、今のこの現実の環境っていうのはですね、この水道料金もそうだと思うんだよね。それも含めてやっぱり、ちょっと今の時期に、

こういうことをやるのは私はいかなものかなと。提案するのはいかなものかなと、私すごく思うんですよ。やっぱりね、今本当にこれ世界的に非常に今の現状っていうのは厳しいじゃないですか。特にこの観光事業なんていうのはもう、今回のことで相当なやっぱり痛手を食うところだってあると思います。そういう状況の中で、これを提案する事態だってやっぱり、これは市民はすごく刺激を得ると思うんですよ。もう少しこういうのはね、やっぱり時期を定めた考え方っていうのは、私は必要だと思いますよ。やらなきゃいけないのは事実だと思う、新しいのをつくるんだからね。だけれども、今の時期っちゅうのをちょっと考えないと。これ皆さん方だけ、この手数料改定っていうのは皆さん方だけじゃないですよ。今度、水道料金もそうでしょ。こんなことを今の時期にやっごらんない、少しでも声出したらね、みんな今も、トイレトペーパー一つだってそうだけど、敏感になってる時期じゃないですか。おかしいと思うんですが、その辺どのような見解でしょうか。

○環境生活課長（岩澤正明） コロナウイルスの関係は今後どのような展開になっていくか、なかなか見えないところがあります。収束するか、なかなか難しいような気もするんですけども、中期、長期というよりも中期的な計画を早く示したほうがいいのかというところで、今回、お話ししたわけがあります。これが、状況が変わるとどうなるかっていうのは、今のところ私も何とも言えないんですけども、突然、提案をするというようなことがあってはならないというようなことから、早め早めにちょっと情報提供をしたと、というようなところがあります。以上です。

○宮澤議員 その情報提供っていうんだけどね、その情報提供って今一番過敏になってるときにこういう情報提供することによって混乱を及ぼす可能性が出てくると思うんです。その辺をしっかりと見きわめるということも行政の一つの役割だと思います。対策本部だっつくるぐらいなんだから。ですからこそ、こういうことをね、やるっていうことをやっぱりね、今だっつて国だっつて予算の組みかえまで求めてる現状っていうのが事実で出てるんですから。そういうことを含めたですね、やり方っていうのをもう一度、いま一度考えるべきだと思う。今、来年のために、もうこれから策定していくってことありきになったら、市民感情を逆なでするようなことだっつて出てきますよ。その辺含めた方向性っていうのをやはりもう一度考える必要が私はあると思います。ぜひもう一度考えなされて、そして、この景気が戻るためには、どれだけの期間がかかるかっていうこともやっぱり理解してもらわないと。今のこの今回の現状で、学校が休みになって、それで、消費だっつて相当なくなってるの事実じゃないですか。この厳しさの中でどうやって生き残ろうとする事業主だっつていっぱいいるんです。その中で、皆さん方だっつてそういうことを考慮した考え方っていうのが必要だと思います。その辺含めた、私は配慮が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。いま一度、私は質問させていただきたいと思います。

○環境生活課長（岩澤正明） 経済状況、それも考慮するということになりますし、市民からの意見を聞いたりいたします。あと建設厚生委員会、審議していただくというようなことになりますので、その辺キャッチボールしながらということになるかと思えます。よろしくお願ひいたします。

○霜鳥議員 細かいことじゃないです。この説明、今出してもらったけどとりあえずここに、改定についての説明をしたっていうことなんですけど、文書だけで書かれてるとなかなか、よく理解できないっていう部分があるんですね。今後、これはわかりやすく、改定、出してくれるんだろうというふうに思うんですけども、文書でもってさらっと言われてね、パーセントでさっつて言われてね、果たしてじゃあどのくらいの形になるのかなというのがなかなか見えづらいんで。今後は、もっとその中身が見えるような形での資料提供をお願いしたいというふうに思います。

○渡部議員 すいません。妙高はね馬クラブ渡部でございます。先ほど宮澤議員が言ったように確かにこのタイミングで出すっていうのはすごく過敏になっている市民のところへ。そこで、市民が何を考えるかと、隣地との差っていうか、上越市さんだったらどうなのというようなことをまず考えると思うんですよ。上越市もこういう形で上げ

て、大体これぐらいの負担なんだと。一概に分別の仕方が違うのではっきりは言えないと思うんですけども、ここはやっぱり霜鳥議員のおっしゃるように資料出すときには、近隣市とそんなに差がない、変な話ですけど、差がなく、これは適正に上げるんだよというような資料作りをしていただかないと、市民の納得は得られないと思います。下手をすればこんなことは余りないと思いますけども、上越市が安いとわかった段階で、上越市まで持って上越市の住人から捨ててもらおうということは、余り考えづらいと思うんですがそういうことも、今の世の中トイレットペーパー一個でも過敏になっている時期なのでね。考えられなくもないと思いますので、なるだけ資料づくりには、近隣市、上田市だけでしょうけども、との比較もあわせていただければありがたいと思います。

○環境生活課長（岩澤正明） 霜鳥議員、渡部議員から話がありましたことを注意していきたいと思います。令和元年度の実績を含めまして、過去3年間の経費とか、そういうことでですね、積算を始めますので、資料を提供する際は、気をつけていくことにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（関根正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

5) 妙高クリーンセンターの大規模改修工事について

○議長（関根正明） 5) 妙高クリーンセンターの大規模改修工事について、報告願います。 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 妙高クリーンセンター大規模改修工事について御説明申し上げます。資料をごらんください。まず大規模改修工事の目的でございますが、妙高クリーンセンターは平成8年12月に稼働以来23年が経過しており、経年劣化や老朽化が進んでいることから、施設に求められる性能水準を保つために、延命化対策による大規模改修を行うことにより、廃棄物の適正処理を安定的に進めるとともに、二酸化炭素排出量の削減を図るものであります。2の工事概要の予定であります。工事の内容につきましては給じん装置、焼却炉、余熱利用空気加熱器などの改修を予定しております。詳しくは別紙の図面をごらんください。3の全体計画でございます。国の交付金を活用したいことから、平成30年度には、妙高市循環型社会形成推進地域計画を策定し、本年度はごみ焼却施設に係る長寿命化総合計画を策定しているところであります。令和2年度は、ごみ焼却施設基幹改良工事発注仕様書の作成を予定しており、それに基づきまして、令和3年度から5年度の3カ年にわたり、大規模改修工事を実施する予定としております。4の概算工事費についてであります。総工事費25億3000万円で、財源の内訳としましては、交付金が9億9825万円。起債が12億7110万円。一般財源は2億6065万円としております。なおこの工事費については、今年度策定している長寿命化計画における概算工事費でありまして、令和2年度に行う予定としている発注仕様書を作成により、より詳細な工事費を算定するもので、工事費が変動する見込みであり、現段階での概算工事費ということをお願いいたします。交付金対象工事費、対象外工事費などの内訳につきましては、一覧表となっております。ごらんください。以上で、大規模改修工事の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（関根正明） ただいまの件について何かございませんか。

○八木議員 3番の八木です。簡単ですので自席でお願いいたします。新設か、大規模改修かということで、大規模改修を選ばれたんだと確認いたしました。もう一つ確認ですが、耐用年数については、当初20年くらいということで聞いておりましたが、それでよろしいですか。

○環境生活課長（岩澤正明） 新規建設の場合の耐用年数はおおむね20年というふうなことであります。現在は23年ということで、今のものは、ちょっと経過しているというようなところであります。大規模改修に伴いましてどれぐらい延命化されるかということですが、通常言われているのは、おおむね15年ということであります。

○八木議員 そうしますと新設の場合の総工費と今の改修の場合は、25億3000万円ということになっていますがそ

の違いはどのくらいですか。

- 環境生活課長（岩澤正明） 新規の場合は、ちょっと今手元に資料すぐ出せないんですけど、想定した場合 50 億ぐらいというようなことであります。
- 八木議員 令和 3 年から 5 年について、大規模改修の工事を行うんですが、業務等ですね、代替処置についてはどのように行いか、お尋ねします。
- 環境生活課長（岩澤正明） 現在の施設の焼却炉につきましてですが、2 炉ありますので、1 炉ずつ炉の改修を行うことができますので、そのように対応してまいります。
- 堀川議員 ゴミ処理費用のいわゆる一部、市民に 30%ぐらい負担をしていただくということなんですけども。考え方なんですけど、どの部分なのか。もう施設ができていて、本当に運営費だけの 30%ということであれば、恐らく、今と同じような運営費だと思うんですが。今の話、単純に言えば、25 億 3000 万円を現況償却 15 年で割って、それもプラスした運営費で、その 3 割なのかって、どの部分のいわゆる 3 割って言うふうな考え方で、市民に負担をしてもらうという考えなんですか。
- 環境生活課長（岩澤正明） まずすいません、先ほどの八木議員の質問の中で新規の場合という話でありましたが、申しわけありません。60 億から 70 億円というようなところであります。堀川議員の市民負担の 30%ということがあります。ランニングコストにつきましては、今までと変わらないと思います。イニシャルコストについてでありますけど、減価償却の計算はいろいろあるかというふうに思うんですけども、50 年スパンというふうなことで、新規のものプラス、大規模改修でかかる経費というものを、50 年で割ったような形を今予定しております。かかったあの建物建設の経費なんですけれども、総工費から、国の補助、交付金、それと、起債でも、交付税算定されるものがありますので、それを差し引いたもので、減価償却費を、年ごとの減価償却費を計算したいというふうな案を持っております。
- 霜鳥議員 それぞれの説明聞いてるとですね、結局のところは、クリーンセンターとの絡みでもって、一般廃棄物処理費用の負担の関係も絡んでくるわけですね。この辺のところは、もっと具体的に中身が見えて、本当に市民が納得できるというような形でもって出してこないか、うまくないなっていうのがあります。あわせて、とにかくクリーンセンターをつくる、大規模改修をやる、こういう負担に、こういうところの負担を市民からやってもらうっていう安易な形ではうまくないというふうに思うんですね。維持していくっていう形の中でもって御協力をつてわかるんです。これつくって条件をつくるっていうのは、これは行政の仕事等でありましてね、ここは、きちんとした対応でもって、市民が納得できる、そういう、計画でもって臨んでいただきたい。要望しておきます。
- 議長（関根正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

6) 道の駅あらい（四季彩館ひだなん、四季彩館みょうこう及び芝生広場）の指定管理の進捗状況について

- 議長（関根正明） 6) 道の駅あらい（四季彩館ひだなん、四季彩館みょうこう及び芝生広場）の指定管理の進捗状況について、報告願います。農林課長。
- 農林課長（吉越哲也） 道の駅あらい、四季彩館ひだなん、四季彩館みょうこう及び芝生広場の指定管理の進捗状況について御説明申し上げます。道の駅あらい、四季彩館ひだなん、四季彩館みょうこう及び芝生広場の指定管理につきましては、昨年 10 月に公募を行い、副市長を委員長とする指定管理者選定委員会での審査を経て、昨年 11 月 14 日開催の令和元年度第 7 回妙高市議会臨時会において、妙高ふるさと振興株式会社を指定管理者として指定することについて、議決をいただいたところであります。この指定管理者の公募における申請では、四季彩館ひだ

なんでの経営実績と人材を有する企業と、妙高産米を使用したメニューで、首都圏等で店舗を展開するなど、レストランの運営実績のある企業をパートナーとして、両社と連携した運営を行っていく事業計画が提出をされておりました。その後、妙高ふるさと振興株式会社では、11月14日の指定管理者の議決を受け、パートナー企業としていました株式会社アルゴス及び株式会社グルメ王国と、令和2年度のオープンに向けた具体的な協議を進めてまいりましたが、株式会社アルゴスにおいては、会社本来の業務を優先したい等との理由から、また、株式会社グルメ王国については、責任者をはじめとする人的体制の確保の見通しが立たなくなったとの理由から、指定管理者に対し、それぞれ辞退の申し出がありました。このような事態を受け、妙高ふるさと振興株式会社では、2社にかわる新たなパートナーの確保・調整を進めておりましたが、四季彩館ひだなんについては、生産者と現在の直売所の店舗運営者が中心となって、新たな組織を設立することになり、昨日、3月1日に会社設立の手続が行われたところでもあります。また、新たに整備されます四季彩館みょうこうにつきましても、別の企業関係者と運営に向けて協議を進めているとのことで、報告を受けておりますので、具体的にになった段階で改めて御報告をさせていただきたいと考えております。なお、これらの企業との協議に当たりましては、指定管理の申請時の事業計画に沿った運営の実施に向けた協議調整が行われているふう聞いております。拡張道の駅につきましても、現在、国土交通省の施設整備も進められており、これらの進捗状況も踏まえ、オープンの時期について協議を進めておりますが、四季彩館ひだなん及び四季彩館みょうこうの施設運営に支障がないよう、指定管理者と密接に情報共有、連携を行いながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で、道の駅の指定管理に向けた進捗状況についての報告を終わらせていただきます。

○議長（関根正明） ただいまの件について何かございませんか。

○堀川議員 今回のこの道の駅の件に関して一般質問もですね結構出てるので、その辺で、詳しい話はまた出ると思うんですが、パートナー企業が辞退されたということで、片方は何とかなるということなんですが、まだ片方が決まってないということで、6月6日ですかねオープンに向けて、やはりこれ市長というよりも指定管理者を受けた、ふるさと振興の代表として、今の状況をどのように把握されてるか、入村代表にお伺いしたいと思います。

〔「ふるさと振興の代表としてこの場で答えていいのか」と呼ぶものあり〕

〔「代表でもどちらでも同じだからいいのでは」と呼ぶものあり〕

〔「市長としてどうですかね。指定管理をした側として」と呼ぶものあり〕

○堀川議員 指定管理を依頼した側の市長としての立場でお伺いしたいと思います。

○市長（入村明） お答えしたいと思います。今課長が申し述べたような形で推移してるのはお聞きしております。また指定管理をいただいている会社として、今回回答申し上げたような形で動いていることも承知しております。早いうちに結論が出るように、期待しておるところでございます。

○宮澤議員 市長今のね、話だと、期待してますっていうけど、市長自身が社長でしょう。

〔「いや、社長として答えてるんじゃない。市長として答えた」と呼ぶものあり〕

○宮澤議員 社長は社長と言うけれども、市長は市長だけれども、どっちみち社長は同じなんだから。

〔「議会では違うわね」と呼ぶものあり〕

○宮澤議員 いや、議会は違うって言ったってさ、現実結局同じだ。それはそれとしたって、やっぱりちゃんとね、もうこの2カ月、6月ぐらいにオープンだというような形をとっていくんだったら、早目にこれ決めなきゃいけないと思うんですよ。私ちょっと非常にね、不思議に思うんだけど、そのグルメ王国にしてもそうだけれども、前回グルメ大国がやるっていうことを言うてましたけど、こういうのって契約書っていうのはないもんだつたんですかね。どうなんでしょうか。

- 農林課長（吉越哲也） 今回のこの件につきましては、11月の14日に、指定管理者の指定を受けたことに基づきまして、ふるさと振興さんのほうでは、そのための、契約書のための交渉を正式にスタートしたわけですけども、その過程において、最終的には辞退に至ったということだというふうに聞いております。
- 宮澤議員 いや、そのときまではずっと前向きにやっていたんでしょ、グルメ王国にしても。でもグルメ王国がずっとこれやっていくってことで、ある程度その方向性で希望も大分取り入れたんじゃないかと思うんですよ。あそここの第2道の駅のね、直売所に関しても、そういうレストランにしたって、こういうふうな形になって。ある程度折衝がなかったら、こういうレストランをつくりたいんだけども、こういう形のキッチンの置き方だとか、そういうのって私、全部折衝したと思うんですよ。もうそこまでぎりぎりまでそうやっておきながら、何でここんところで外れたかって、私それ、すごく不思議ですよ。普通は、いや入ります、だからこのキッチンでやってくださいじゃなく、やっぱりある程度の希望がそこにあって、密接な関係があったと私思うんですよ。その辺のところはどういう形だったんでしょ。
- 農林課長（吉越哲也） 施設の設計については、事前にそういった企業との交渉といたしますか、調整はなかったものがございます。それは昨年11月の議会ときに、お答えをさせていただきました。ただその後、具体的に今度、必要な備品等の購入に当たりましては、そのパートナー企業が具体化にならないと調整ができないということもございまして、その辺の話を進めていきたいというところでございましたが、実際としては辞退に至ったというところでございます。
- 霜鳥議員 私一般質問を出してますんでね、ここで余り細かいことまでっていうの、あるんですけども、11月の臨時会っていうのは、そもそも、ふるさと振興に指定管理を任せるといったときに、パートナー企業はこうこうこうですよっていう担保があったわけですよ。その担保があるっていう形の中でもって皆さん、話を進めていった。で、そうでなければね、私も、そもそも指定管理を、ふるさと振興に任す。ふるさと振興に任すっていうのはいいんだけども、これは、出す側も受ける側も、同一人物っていうのはね、これは双方契約でもって、うまくない話なんです。ところが、今言ったようにパートナー企業との担保があって、こうなってくっていう、そういう形の中でもってやっぱり地域の皆さんとっていうことでもって、通ってるっていう、こういう認識なんですよ。しかも今ここへ来てって言ったときに、指定管理そのものがね。いわゆる、ひだなんのほうですけども、3月末でもってこれ切れるよと、新たな動きになってくよっていう、この辺のところはこれであるし。新しい道の駅のほうは新しい形であるし、なかなか見えてこないっていう形の中でもって事が進んでいってる。しかし、これでいいのかな。結局のところここへ行くとね、元の振り出しに戻りなさいっていう形も出てきちゃうわけですよ。この辺については、もっと全体にわかるように、あるいは、例えば今の答弁の中でも、市長としてか、社長としてか。市長と社長と別の人であれば、今の新しい道の駅の対応についてだって、もっときちんとした形でもって、答弁もできるわけだし、で、それも、見えてないっていうことですね。こういう形で行ってるっていうのは非常によくはない動きだと。せつかくつくったものが、市民の批判的になるようなことであっていいのかなのか、改めてその辺は考える必要があるというふうに思います。だって今答弁求めてもいけないんで、一方的に話だけしておきます。以上。
- 堀川議員 もう一遍確認なんですけど、この指定管理を11月14日に議決して、10月に公募して、ふるさと振興でいこうといったときに、パートナー企業という形で、そのパートナー企業とその再委託の違いとですね、もし、どうもですね、その会社にお任せするということになると、再委託みたいな形なんですけど、再委託ではないという、あのときの答弁だったんですけど、本当に、その再委託とパートナー企業の違いとですね。あと、先ほど3月1日の日にひだなんのほうを、そちらのほうにパートナー企業ということであれば、新しい会社を、きのうですかね3月1日に登記したということであれば、その会社名とその代表の方をお聞かせ願いたいんですけど。

○農林課長（吉越哲也） 後のほうの質問に先にお答えさせていただきますが、企業名は株式会社ひだなん、という名前にしたということは聞いております。ちょっと代表者はまだちょっと確認をさせていただいておりません。それから再委託といいますか指定管理の関係につきましては、先般の11月の議会の際に堀川議員さんから同じような御指摘いただきましたけども、指定管理者制度におきまして、業務の一部を委託することについては、法律上は特に問題ないということでございますし、今回の指定管理の募集につきましては、3つ施設といいますか、2つの施設と1つの広場ということでしょうか。そこを一括して効率的に運営をしていただきたいということで公募しまして、そのことによって応募者があったということでございます。その一部においては、パートナー企業という形において、別な企業さんからも協力を得ながら運営するというところがございますので、いわゆる自治法が規定している禁止事項っていうのは、全て丸投げというのはだめだということもございますけど、そういったものに当たらないという考え方でございます。

○議長（関根正明） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

7) 妙高市内の小学校、中学校及び特別支援学校における臨時休校の対応について

○議長（関根正明） 7) 妙高市内の小学校、中学校及び特別支援学校における臨時休校の対応について、報告願います。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋守） 妙高市内の小学校、中学校及び特別支援学校における臨時休校の対応について、御説明申し上げます。内容につきましては2月28日にお送りさせていただきました資料に基づいて御説明をいたします。初めに、休校の実施日につきましては、基本的には国の方針に沿いますが、児童生徒への生活上の指導、それから課題等の提示などを考え、本日、3月2日にそれらのものを行った上で、3月3日から休校といたします。なお中学校の3年生につきましては卒業式の関係で、1日先というふうな形になります。続いて②の中学校の卒業式につきましては、当初の予定どおり、あす3月3日に実施いたします。ただし、参加者は3年生と保護者のみとし、来賓及び在校生の出席はなしといたします。なお小学校の卒業式につきましては、現時点では、中学校に準じて、極力縮小して実施したいと考えておりますが、感染の状況によっては中止もあり得るというふうな考えております。終業式につきましては、小学校、中学校、総合支援学校いずれも原則実施いたしません。感染防止のための臨時休校ですので当然、部活動及び対外試合につきましても実施をしないというふうにしております。休校中の児童生徒の過ごし方ですが、児童生徒は、新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、自宅待機を原則とすることから、外出は極力避けるように、本日指導しておるところです。また場合によっては、教職員による家庭訪問や市内巡視の実施も考慮いたします。その受け皿としまして児童クラブにつきましては開設をいたします。ただ集団になることで、感染リスクが高まりますので、家庭で過ごすことを原則としますが、保護者の就労状況でやむを得ない状況の児童に限り受け入れを行います。受け入れに当たりましては2月28日、子どもたちに児童クラブの申請書を配布し、本日学校に提出するようにお願いをしております。開設時間につきましては、感染リスクを少しでも減らすため、平日の7時30分から午後5時までといたします。なお、児童クラブの受け入れ状況は、今ほど申し上げましたとおり、本日、確認、対応いたしますので、受け入れ状況について整理をして、後日、皆様には情報提供させていただきたいと思います。最後に、臨時休校の趣旨である感染予防を考え、わくわくランドにつきましては休館といたします。また、はね馬アリーナ、図書館等の施設につきましては、市内外にかかわらず、小学生、中学生、高校生の入館を原則認めないというふうな対応を行います。以上で妙高市内の小学校、中学校及び特別支援学校における臨時休校の対応についての説明を終わらせていただきます。

○議長（関根正明） ただいまの件について何かございませんか。

○天野議員 すいません。緊急なことで、いろいろなところで御苦労されているのはわかるので、1点だけ質問させていただきます。今回急に、本当に青天の霹靂で、急に学校には行かないということになったので、多分いろんなところで、お母さん方大変困るというお声が飛び交っていると思います。その中で、子どもさんを預かる場所がないというところの、児童クラブ活用申請ということができるようになりましたが、上越市の場合、8時30分から6時、妙高市は朝早いですよね。7時30分から5時。これだと普通のサラリーマンは、5時までは仕事をするので、非常にこれ、結局仕事休めということになりかねないので、これ若干申請の仕方によっては、30分ぐらい遅らせてもらえるような、そういう融通がきくのかどうか。それともこの文面のとおり、17時までで全員帰ってくださいということなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○こども教育課長（松橋守） 今回の児童クラブにつきましては、どうしても仕事を休めない保護者の方に配慮いたしまして開設をするということですが、やはり集めるということにつきましては、本来休校の措置の趣旨と同じで、リスクが高まるということがございます。そういうリスクを少しでも減らすために、時間を午後5時までとさせていただきます。その考え方としましては、やはり1日休むということにつきましては、非常に難しいと思うんですが、今回のこの緊急事態ということをお断りいただきまして、事業主、それから企業等に御理解を求め、半日ないしは夕方少し早くあげていただいて、対応していただきたいということでこのような措置とさせていただきます。ということで基本的には、7時半から夕方5時までということをお願いしたいと思っております。

○天野議員 妙高市の皆さん真面目なので、5時と言われたら5時なんだなと思うと思いますが、これ時間給がある会社と、要はもう1日か半日かっていう会社といろいろあるんです。3月にこれから入る中でいろんな製造業もやるべき仕事はあるでしょうから、事業主としては、困ったなと。皆さんに休んでももらいたくない中で、それでも融通してもらえる会社と、そうでない会社があるんですね。さっき課長がおっしゃったとおり、各企業によっては、何とか配慮してもらいたいと言ってますけれども、そういう通達を会社企業にされているのであれば、ああそうだと、そういう市のほうからの要請もあるし、うちの従業員の中で、そういうお母さんがいたら、時間早めに帰っていいよって言うふうになるかもしれませんが、そうでないと、四角四面に考えれば、会社休んでくださいということになります。この点ちょっとアクションをとった上で、各企業に協力してほしいということなのか、これを見て、各企業が勝手に協力してくれるんじゃないかっていうことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○こども教育課長（松橋守） 企業には特別要請等はしておりません。もし交渉するとなれば保護者の方から、企業に対する交渉というふうな形になるかと思えます。

○霜鳥議員 休校とか休むとかって決めるのは、これもね、簡単だとは言いませんけども、決断だと思います。で、そっちのほうはそうなんだけどもね、社会経済的な形の中で、いわゆる今もありましたけども、親御さん、この辺のところはどうなんのか、経済対応については今国のほうも、とやかく言ってますけどもね。ただここでは、企業に対して云々っていう、こういう話もしてますけども、果たしてどこもね、素直にそうやってわかりましたっていう対応できるかどうかっていう、そこでの補償もどうなるのかっていう、大変難しい課題があるわけですよ。それでもこのコロナウイルスがまん延しないように、お互いにこうだっていう、これ誰しもがそこに気を使ってるっていう部分なんですけどもね。で、今心配されているのは、学校もそうなんですけどもね。医療関係ですよ。で、子どもたちがいる、保護者が医療関係に勤めてる人たちは、どうしても休めないっていうような環境にあると思うんですよ。その辺の実態も把握する中で、どうやっていくか、これは経済対応とかね、企業に対して、行政からも、言わなくたってわかってんだらうっていう、こういう形じゃなくて、やっぱり行政からも、そこには一言声かけるっていう、

この辺のところは大いに必要なんだろうと思います。いかに市民と一体となって、こういう、何ていうかね、まん延するのを守ろうという、こういう形でありますから、そこんところの、訴え方ですね。全体にっていうと総務課長のほうになると思うんですけども、いかがですか。

○総務課長（平出武） 今ほどの企業等ですね、事業所の協力関係につきましては、政府のほうからですね協力要請が来ております。例えばですけれども当市市役所に勤務する臨時職員、正職員も含めてですけれども、正規非正規も含めてですけれども、まん延のですね、症状の拡大防止に関する休暇の取り扱いについてですね、通達とかですね、協力要請はきております。そんな中でですね、具体的に各企業の休暇のそれぞれの定めについては、各企業の持つ、それぞれの規定がございますけれども、例えば妙高市におきましては、職員の勤務時間休暇等に関する規則の中で、地震水害火災、そういったですね災害時に、著しく出勤が困難であるという条項を該当させて対応するようというふうな通達がきております。この場合、当市の場合ですと、小学校1年生から中学3年生までの保護者、これは正職員ですけれども、約90名いますけれども、そういった人たちの事情に応じてですね、出勤、あるいは出勤の時間をスライドさせる、そういったところを柔軟に対応した中でいきたいと考えております。各企業市内企業に対する要請については、保護者自体はですね、市内企業だけじゃなくて広範囲にわたって勤めているところもございまして。そういった中で今政府がですね、各企業に対するその取り組みの要請、それとあと補償に関してですね、取り決めてるところでございまして、その辺の動きの中でですね、今後市としてですね、必要な措置等を考えてまいりたいというふうには現在考えております。

○霜鳥議員 一つお願いしておきたいと思います。言うなれば北海道は非常事態宣言ですよ。それに類するような対応だと。しかしそういう中で、情報は、市民に、わかりやすいようにきちんと常に伝えていただきたい。これは私たちもそうなんですけど、市民の皆さん、心配してるっていうことがあるんで、その情報のあり方については、これも一般質問で通告してありますんで、後ほどまたやらさせていただきます。だけでもやっぱり情報開示についてはきちんとっていうのは要望しております。

○八木議員 3番の八木です。児童クラブについてお尋ねしたいと思います。その前に保育園、児童クラブにつきましては、保護者にとりまして、また開設継続ということで、非常に働く親にとりましては助かっていると思います。ただ児童クラブにつきましては、指導員というんですか、いらっしゃいますが、人数が、定員があるんでしょうかね、超過した場合とかですね、非常にリスクを負いながら、面倒見ていくわけですけれども、その辺の心配はないんでしょうか。

○こども教育課長（松橋守） 支援員につきましては、各児童クラブに確認をしております。本日先ほど申し上げましたように受け入れ人数が明らかになりますので、それでもって対応できるかできないかというようなお話になるかと思っております。ただ学校のほうで勤務していただいております特別支援教育支援員という方がいらっしまして、そういう方につきましては子どもたちがいなければ、その勤務がなくなってしまうので、今考えてますのはそういう方は児童クラブから依頼があったときに、派遣をするというふうを考えておりますので、児童クラブの支援員に関しては、ある程度対応は十分できるというふうを考えております。

○小嶋議員 放課後児童クラブの件です。集団感染の面からリスクが大きいというので小学校を休校すると、こういうことなんですけど、現実を見ますとですね、放課後児童クラブ、特に、ふれあい会館のですね、狭い部屋に大勢の子どもがもうずっと入っていると。夏休みになるとその部屋も足りなくて、別の部屋を借りてやっているとというような状況、春休みも多分そうだろうと思いますね。そういった中でですね、今回、リスク軽減になるのかなという、非常に不安なんですよ。学校であれば保健室があったり、養護教諭さんですかね、子どもの健康管理専門の方もおられる中でですね、きちっとやっておられると思うんですが。各児童クラブになると、朝きて帰るまで、同じ人がずっと

面倒見ると。まさに密室状態ですよ。外にもあんまり遊びに行くなど、こういう話みたいですので、そこら辺のところですね、大丈夫なのかなという気がいたしております。例えば新井小学校、前は、放課後児童クラブの専用の部屋もありましたけれども、いろんな事情でですね、ふれあい会館へ移ったわけですが、そういったところを再利用するとかですね、いま一度、その環境を見直していただけないかと思うんですがいかがでしょうか。

○こども教育課長（松橋守） おっしゃるとおり、密集することによる感染リスクが高まると思います。ということで各児童クラブにつきましては、当然それらに対応するための、うがい手洗いは当たり前ですが、あと活動のときにですね、なるべく、空間を空けて距離をとってもらったりとかということも指導しております。それから児童生徒のクラブに来たときの健康管理、自宅での健康管理も含めて、そこを徹底するよというふうな指示を出しております。現在児童クラブは8カ所ございまして、そのうち5カ所は学校内に設置をしております。その5カ所につきましては仮に、キャパがふえて、受け入れが困難ということになれば、学校のほうとの協議になりますけれども、特別教室を活用させていただきまして、対応したいと考えておりますし、今お話のありましたふれあい会館につきましては、実は2階の活用というふうな検討もしたんですけれども、なかなかちょっとそこは難しいということで、ふれあいホールをですね、期間中占有させていただきまして、その中で十分な空間を空ける中で活動するというような形を今考えているところです。

○小嶋議員 ふれあいホール開放して、そこでというのは非常にいいことだなというふうに思っております。ふれあい会館そのものがですね、大人の施設としてつくられております。トイレも、大人用ですよ。それから手洗いも、大人用。子どもが手が届くのか、手洗いが一番非常に重要だというふうに言われておりますが、そういったことがきちっとできるのか。臨時にもでもですね、手洗い専用の場所を設けるとかですね、何らかのですね、設備の改善。そして、体温を毎朝確認するとか言ってますけれども、その数字を見て、指導員の方は判断できるのかなど。そういったことも含めてですね、やはり人的な配置についても、専門の方が、集団感染につながらないような万全の対策、やれることは全てやるというのが今回の国の姿勢だそうですので、ぜひそういう専門の方の配置ということもですね、考えていただきたい。そして設備の改善、これをお願いしたいと思います。

○こども教育課長（松橋守） また今おっしゃられた意見につきましては、学校等とも協議をしながら可能であれば、対応したいと思っておりますし、基本的にはさっき申し上げた部分を、児童クラブから徹底をしていただいて、感染予防に努めたいというふうに考えております。

○渡部議員 すいません。この児童クラブの受け入れについてなんですが、やむを得ない状況に限り受け入れるということなんですけども、多分申請書を持っていらっしゃる方は、多分全ての方がやむを得ない状況だと思ってると思うんですよ。ですので、申請を持ってこられた方は原則受け入れるというような姿勢を示していただけるとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○こども教育課長（松橋守） 基本的にはそのような姿勢になるかと思います。ただですね、全ての日にちが果たしてだめなのかどうなのかというところもございまして、期間中につきましては、明らかに利用する日にちを、丸をつけていただくなり、なんらかの形で出させていただきまして、必要な日にちについては、対応するということになってます。ただ、今おっしゃられたように、申請書を持って来れば基本的には受けるということな形になります。

○議長（関根正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根正明） 無いようでしたら、以上をもちまして全員協議会を閉会します。

閉会 午前11時54分

妙高市議会議長	
---------	--